

令和4年度第7回寝屋川市みんなのまち基本条例検証委員会会議要旨

1 日時

令和4年10月20日（木）午前10時00分～午前11時32分

2 場所

市役所本庁 議会棟4階 第一委員会室

3 出席者

（委員）※敬称略

- ・学識経験者 : 新川 達郎、上野山 裕士
- ・寝屋川市議会議員 : 板東 敬治、村上 順一、福田 篤志
- ・公募による市民 : 辻 延江、水野 昌代、邨川 圭子
- ・寝屋川市職員 : 杉本 達也、木場 富士夫、三宅 章介

11人（全11人）

（事務局）

吉田次長、西村課長、高島係長、植村、長谷川、佐藤

4 傍聴の可否

可（傍聴者0人）

5 次第

- (1) 寝屋川市みんなのまち基本条例検証結果提言書（案）の確認
- (2) その他

6 会議要旨

- (1) 寝屋川市みんなのまち基本条例検証結果提言書（案）の確認
ア 調整中の事項（第9条（個人情報保護））の確認

事務局から、「【資料2】第9条（個人情報保護）の検証」に基づき、「個人情報の保護に関する法律」の改正内容及び法改正への対応に係る事務局案を説明した。

委員の主な意見

- ・ 「個人情報の有用性にも配慮しつつ」とあるが、改正後の個人情報保護法には「も」の文言はない。「も」が付くことにより、目的等が不明確になるのではないか。
- ・ 令和5年4月から新制度が運用され、流動的な側面がある中で、権利利益の保護や人権保障の観点での重みを配慮して、「も」を付け加えたものと理解する。一方で、法の規定に準じて条例を改定するという考え

方もあり、事務局において改めて整理していただきたい。

＜確認した事項＞

個人情報保護法制一元化に伴い、市の個人情報保護制度は法律にのっとった運用となるため、【資料2】を基本として条文を見直すこととする。（事務局において意見を踏まえて文言の整理を行うこと。）

イ 検証結果提言書案の確認

事務局から「【資料1】寝屋川市みんなのまち基本条例検証結果提言書（案）」について、おおむね章ごとに区切って説明を行い、記述内容の確認を行った。

(ア) 「1 はじめに」から「3 条例の検証」の(2)前文の検証まで

委員の主な意見

- ・ 「検証の考え方」について、本委員会では規定されている「4つの視点」を基本としつつ、文言の確認や文章の構成など幅広く検討を行ってきたことを踏まえ、「4つの視点」の前に「主に」を追記してはどうか。

＜確認した事項＞

「検証の考え方」における「4つの視点」の部分の前に「主に」を追記するなど、記述内容を修正することとする。

(イ) 第1章 総則（第1条～第3条）

意見、質問等なし

(ロ) 第2章 協働（第4条～第11条）

委員の主な意見

- ・ 第6条の文言の追記及び第9条の文言修正において、その背景を逐条解説に追記してはどうか。

＜確認した事項＞

逐条解説において、条文における文言の追記や見直しに伴う背景・目的を記載する等、記述内容を充実することとする。

(エ) 第3章 市民（第12条）

意見、質問等なし

(オ) 第4章 議会 (第13条～第15条)

意見、質問等なし

(カ) 第5章 行政 (第16条～第24条)

意見、質問等なし

(キ) 第6章 条例の実効性の確保等 (第25条～第27条)

委員の主な意見

第27条に係る「検証の形骸化について」の2つ目の文末「～検討して欲しい。」、及び「その他の意見」の2つ目の文末「～周知方法を検討していく。」という表現について、他の意見の表現等に合わせてはどうか。

<確認した事項>

委員の意見等の文末表現について、統一性がある文言に整理することとする。

ウ 条例の改正案の内容確認

事務局から、「【資料3】寝屋川市みんなのまち基本条例 改正案・現行対照表」について説明を行い、改正案の内容を確認した。

意見、質問等なし

(2) その他

<確認した事項>

本日の委員会で出た意見を踏まえ、正副委員長に一任という形で提言書を取りまとめる。

委員会を代表して11月8日(火)に正副委員長から市長に提言を行う。